

# 日本の犯罪現象

## — 昭和30年代以降の刑法犯を中心に —

岡田 薫

### 目次

はじめに

#### I 刑法犯全体像

##### 1 刑法犯認知検挙状況、人口等の推移

遅れて来た治安悪化

##### 2 発生場所別認知件数

街頭、特に駐車場と道路上の犯罪の激増

##### 3 少年と外国人 新しい文化の担い手

##### 4 犯罪現象の出口としての刑事施設の状況

年末在所受刑者と新受刑者

#### II 罪種・手口ごとの分析

##### 1 窃盗とその周辺 量的拡大と質的变化

##### 2 殺人

親族・家族・知人間の軋轢、人間関係のもつれ

##### 3 強盗 強盗は治安のバロメーター

##### 4 暴行・傷害・恐喝

街頭暴力対策の成功と新たな危険

##### 5 性的犯罪

被害意識の明確化、積極化する届出

##### 6 詐欺・偽造とその周辺

うそつき病が蔓延する時代

#### III 特別法犯 時代の変化を反映しやすい犯罪

終わりに

はじめに

社会が豊かになって安定度が増す一方で、安全・安心を脅かす要素が増大してくると、安全や安心の価値がより一層高まってくる。安全を求める民主的（被害感受性の増大した国民一人ひとりが求めると言う意味で）圧力が高まってくるといってもいい。「安全・安心」は、食の安全、安全・安心まちづくり、安全・安心マーク、安全・安心相談、安全・安心と科学技術、安全・安心ドッグフード、等々、様々な文脈で語られる。

そうした中で、犯罪は、安全・安心を脅かす最も重要で古典的な要因のひとつである。ところで、犯罪とは何か。

法律上の概念として、犯罪がどのような要素

から成り立ち、それらの諸要素の関係はどうなっているのかという、刑法の理論的・体系的観点からは、犯罪とは、構成要件に該当する違法で有責な行為というのが、一般的理解である<sup>(1)</sup>。

他方、もともと犯罪というのは、刑罰を加えてまで鎮圧、抑制の対象とすべき事象ないし行為である。別の簡単な言い方をすると、犯罪とは、「それに対して刑罰が科されるべき行為<sup>(2)</sup>」ともなる。

我が国の現行制度上、主な刑には「死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料」があるから、犯罪も、死刑に値する犯罪から罰金や科料に値する犯罪まで様々である。それぞれによって、「安全・安心」との関わり方も異なるところが大きい。

(1) 平野龍一『刑法 総論 I』有斐閣, 1972, pp.87-91.

(2) 山口厚『CRIMINAL LAW 刑法』有斐閣, 2005, p.3.

また、犯罪の分類方法としては、国家的法益に対する犯罪、社会的法益に対する犯罪、個人的法益に対する犯罪といったものもある。

このように、犯罪の定義も、犯罪の分類方法も様々であるから、その分析もある程度各論的である必要性が高い。本稿では、『警察白書』や『犯罪白書』等で用いられる「刑法犯、特別法犯、交通犯罪」として分類されるもののうち、交通業過を除いた刑法犯<sup>(3)</sup>（一般刑法犯と呼ばれることもある。）について全体像だけでなく、できるだけ具体的・各論的に分析を試みようとするものである。犯罪の原因・動機は様々であり、犯罪一般というより、もっと各論的に分析しなければ真の犯罪対策は生まれにくいからである。対象とする時期は、統計の継続性や信頼性、あるいは分析の分かりやすさなどの観点も踏まえ、戦後最高の刑法犯認知件数を記録した平成14（2002）年と、平成14年からみて10年前（平成4年）、20年前（昭和57年）、30年前（昭和47年）、40年前（昭和37年）、及び治安悪化への危機感から各種対策のとられた後の3年間（平成15～17年）を基本とし、必要に応じて、他の年のデータにも言及する。ただし、データのないもの、入手困難なものについては除いてある。

主なデータとしては、警察統計・検察統計・司法統計（裁判統計）・矯正統計（行刑統計）があり、それぞれ持ち味がある。

警察統計の中心は、犯罪認知件数と検挙件数である。前者は犯罪発生件数<sup>(4)</sup>と呼ばれていたこともあるが、警察において一応犯罪があること認知した事件数であって、発生件数ではな

く、発覚件数である。したがって認知件数には、統計にあらわれない暗数がある。しかも暗数の程度は、犯罪の種類、時期、地域などによって異なる。また検挙件数には暗数はないとみられているが、成績評価に繋がると考える者がいることから水増しされる可能性がある<sup>(5)</sup>ともいわれる。あるいは、昭和22年以前には、複数の警察が事件解決に寄与した場合には、発生（認知）件数以上に検挙件数のあることが統計作成の方法として正式に認められていた<sup>(6)</sup>。そのような制約があるにしても、警察統計は現実の犯罪現象に最も近いものである<sup>(7)</sup>。

検察統計の主たるものは、検察庁における新受人員と起訴人員である。

司法統計にも受理件数その他の統計があるが、犯罪現象の観察にとって重要なものは、第一審有罪人員の統計である。これは現実の犯罪現象からは最も遠いが、法律上の犯罪現象として最も確実なものである

矯正統計では、新受刑者、在監者などの統計が作成されている。

本稿では、現実の犯罪の実像に迫るという観点から、警察統計を中心とし、必要により他の統計も用いる。それでも数字の正確性には限度があり、各種統計数字をそのまま真に受けすぎてはいけない、ということには留意するべきである。

説明の方法としては、各節・各項に関連する基礎的データをできるだけまず示した上で、検討を加えることとする。

(3) 特に断りのない限り、警察庁犯罪統計細則第2条に示された定義に従う。

(4) 浜井浩一『犯罪統計入門』日本評論社、2006、p.51.には、「警察統計では、昭和40年までは『発生件数』という用語が使用されていたが、41年に名称が『認知件数』と変更された」とある。

(5) 法務大臣官房司法法制調査部『わが国における犯罪現象の研究（大正時代・昭和初年）』（法務資料第390号）1965、p.48.

(6) 桐山隆彦「警察力の変遷」『本邦戦時・戦後の犯罪現象（第1編）』（法務資料第331号）法務大臣官房調査課、1954、pp.139-140.

(7) 小野清一郎「戦時・戦後における刑法犯の概観」『本邦戦時・戦後の犯罪現象（第1編）』（法務資料第331号）法務大臣官房調査課、1954、p.9.

# I 刑法犯全体像

## 1 刑法犯認知検挙状況、人口等の推移

### 遅れて来た治安悪化<sup>(8)</sup>

「犯罪は、その量において増加しつつあるばかりでなく、その質においても凶悪化し、とくに、青少年犯罪にその傾向がいちじるしいといわれている。」「犯罪の増加傾向は、わが国にかぎらず、欧米諸国にも見うけられ、世界的な現象だともいわれているが、諸外国には、わが国ほどの増加率と凶悪化はみられないようである。」法務総合研究所が、初めて世に問うた『犯罪白書』（昭和35年度版）のはしがきにみられる表現である。

それから17年後、昭和52年版『犯罪白書』のはしがきには、「犯罪の増加傾向に悩む欧米先進諸国から見て、我が国における最近の犯罪の減少傾向は、極めて特異な現象として注目されているが……」と記載されている。

昭和35年当時の危機感が、結果として犯罪の沈静化に一役買った側面があるのかもしれない。あるいは、我が国が、先進資本主義諸国の中でも、「自力によって外国人労働者をほとんど流

入させることなく、高度成長を完成した唯一の特異な国<sup>(9)</sup>」であったという要因が大きいのかもしれない。

しかし、戦後、刑法犯の認知件数が最も少なかった年は、昭和48（1973）年の119万件<sup>(10)</sup>であるが、昭和60年代から160万件を超え始め、平成10（1998）年には200万件を突破、平成14（2002）年には（あっという間に）280万件余に達した（表1参照）。遅れて来た治安悪化である。

こうした流れの中で、平成14年『警察白書』は、「我が国の治安回復に向けて～厳しさを増す犯罪情勢への取組み」という特集を組んだ。また、第154回国会での内閣総理大臣の施政方針演説（2002.2.4）は、「犯罪は依然として多発しており、国民の多くは治安の悪化に対する不安を抱いています。来年度4,500人の警察官を増員するとともに、職員の増強や鑑識機器の整備により出入国管理の体制を強化するなど、総合的な治安対策に努力します。……これらを通じて、世界一安全な国、日本の復活を図ります。」と、治安の悪化に言及した。

さらに翌平成15（2003）年になると、自由民主党が「治安強化に関する緊急提言」（7月25日）を行い、警察庁は「緊急治安対策プログラム」

表 1 交通業過を除く刑法犯の認知・検挙等

	刑法犯認知件数	検挙件数	検挙人員 (うち逮捕人員)	人口 (万人)	警察職員 (うち都道府県警察官)
1962 (S37)	1,384,784	885,465	430,153 (・・・)	9,518	・・・
1972 (S47)	1,223,546	700,378	348,788 (129,226)	10,760	・・・
1982 (S57)	1,528,779	916,058	441,963 ( 98,866)	11,873	251,993 (214,283)
1992 (H 4)	1,742,366	636,290	284,908 ( 63,779)	12,457	259,122 (221,085)
2002 (H14)	2,853,739	592,359	347,558 ( 93,300)	12,744	274,317 (237,646)
2003 (H15)	2,790,136	648,319	379,602 (100,821)	12,762	278,307 (241,732)
2004 (H16)	2,562,767	667,620	389,027 ( 98,996)	12,769	281,588 (244,947)
2005 (H17)	2,269,293	649,503	386,955 ( 99,660)	・・・	285,112 (248,480)

\* 1962年の数字からは、交通業過だけでなく業務上(重)過失致死傷の数字を除いている。

(出典) 人口は、国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集2006』による。認知・検挙に関するデータは、警察庁の統計(昭和38年までは、『犯罪統計書』、39年以降は『昭和〇年の犯罪』『平成〇年の犯罪』と呼ばれるもの)による。警察職員数、警察官数は、各年の警察白書による。

(8) 理解を助けるため、必要により、各章各節の冒頭に囲いでキーワードを示す。

(9) 張荊『来日外国人犯罪 文化衝突からみた来日中国人犯罪』明石書店、2003、p.44。

(10) 厳密には多くの数字について、「約」をつけて表示すべきであるが、読みにくいので原則として省略する。

を策定（8月）し、犯罪対策閣僚会議が「犯罪に強い社会実現のための行動計画—『世界一安全な国、日本』の復活を目指して—」（12月）を策定するなどの対応がなされた。刑法犯認知件数はその後減少に転じ、平成14（2002）年の3年後である平成17（2005）年には、約20%（58万件余）減となったが、これは官民上げての危機感とそれに基づく努力の成果ともみられる。

いずれにせよ、各種施策は現実を直視することから始まる。過去40年余及びここ数年の刑法犯認知・検挙の増減と要因について分析する。

戦後、刑法犯認知件数が最も少なかった年は、表1には現れていないが、昭和48（1973）年でその件数は119万件であった。平成14年の285万件との差は、166万件（プラス140%）である。昭和47年の認知件数は122万余で、昭和48年との差はそれほど大きくないので、昭和47年と平成14年の30年間で何が変化したのかをまず検討する。

認知件数が、122万件から285万件（163万件増）と2.3倍になっているにも拘らず、検挙件数は15%減、検挙人員はほぼ横ばい、逮捕人員は28%減である。その結果、検挙率は57.2%から20.8%へと急落している。この数字を表面的に見ると、事件だけは増えて、犯罪の抑止・検挙のための施策や警察活動は低下していたようにもみえる。治安回復の必要性が叫ばれる所以である。

この30年間、刑法犯はなぜ急増したのか。その原因を探るには、刑法犯のうちどのような犯罪が増加したのかをみってみる必要がある。

まず、包括罪種別<sup>(11)</sup> でみると、認知件数については、窃盗の増加が137万件（増加要因の84

%）、その他の増加が28万件（同17%）であり、他の包括罪種の増減はそれほど大きくない。

後述するように、窃盗のうち侵入窃盗は若干減少、乗り物盗は57万件増（3.7倍）、非侵入窃盗は82万件の増（2.9倍）である。

その他のうちの大きな要素は、占有離脱物横領7万件増（21倍）、器物損壊19万件増（39倍）である。

検挙件数については、窃盗犯の10万件減、粗暴犯4万件減、知能犯2万5千件減、その他6万6千件増（ほとんど占有離脱物横領の増によるとみてよい）である。

前述のように平成14年から17年にかけて、刑法犯認知件数は58万件減少しているが、増減の大きいものは、窃盗の65万件減（侵入窃盗9万減、乗り物盗22万減、非侵入窃盗34万減）、知能犯の3.5万件増、その他の3.7万件増である。また、検挙件数では、窃盗犯の2.5万件増、その他の2.9万件増が大きい。

では、数年前までの刑法犯認知急増の原因は、何であったのであろうか。認知増は、すべての罪種、すべての都道府県で一律なわけではないが、次のような要因等が複合的に絡んでいる。

- ① 社会の犯罪抑止機能の低下。家族や地域、その他、人と人とのつながりの弱화가、少年犯罪や、比較的軽微とみられる犯罪を増加させた。警察の抑止力や刑罰の威嚇力も低下し、犯罪を犯しても捕まらない、あるいは捕まってもたいしたことはない<sup>(12)</sup>、という認識の広がり（検挙率低下の副産物でもある）がそれに輪を掛けている。
- ② 来日外国人や少年のように、新しく日本社会に参入する者たちに、日本社会が無用

(11) 刑法犯の分類方法には何通りかの方法がある。例えば、警察の犯罪統計では、個々の罪種・罪名による分類の上位に包括罪種、下位に手口という概念を用いている。包括罪種というのは、刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称で、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の六つに分けられる。手口分類は、強盗であれば、屋内強盗・屋外強盗、窃盗であれば、侵入窃盗・乗り物盗・非侵入窃盗といった大種別の分類と、例えば侵入窃盗を空き巣・金庫破り・事務所荒し……、詐欺であれば、売り付け・不動産利用・無銭・釣銭・留守宅……といったように分ける中種別の分類とがある。

心・無防備社会であること<sup>(13)</sup>を露呈させた。

- ③ 景気・経済の低迷が、暴力団の強・窃盗領域への参入を招いたり、来日外国人にも影響を与えたりしている。
- ④ 被害者の意識も変化し、保険の発達や自転車等放置防止条例の制定などもあって、届出が積極化している。
- ⑤ 複写機、携帯電話等、犯罪にも用いられる技術や製品が発達するとともに多様化した。

他方、検挙実績の低下は、何によるのであろうか。

- ① 各種警察需要（刑法犯認知件数の増加ばかりでなく、ストーカー対策、DV、ハイテク犯罪対策、組織犯罪対策としてのCD捜査や通信傍受手法、110番通報、警察相談等）の増大。しかも、新しいものの多くは、複数の利害や複雑な人権が絡むため、仕事を進めるための手続が極めて緻密になっており、優秀な人材の労力が相当減殺されてしまうことも多い。
- ② 精密司法や警察不信に対応するため、捜査手続がより緻密化している（このことは

我が国全般にみられる完璧主義・満点主義的傾向の反映でもあり、プラス面とマイナス面とがあろう）。

- ③ 余罪捜査が困難化している。
- ④ 軽微犯罪を軽視し始めたつげが回ってきた。近年、「破れ窓の理論」<sup>(14)</sup>などといって軽微な事件対策の重要性がアメリカで理論化されているが、我が国の警察は、もともと自転車盗や万引き等の軽微事案の取り締まりを重視してきた。それが、重要事件の増加や週休二日制の普及によって、そこまで手が回りにくくなった。

といった理由が考えられる。

無用心・無防備社会ということに関連して、例えば、昭和47年の侵入窃盗36万件についての侵入手段をみると、開け放し4.5万、施錠設備なし1.8万、施錠忘れ11万であったが、平成16年になると、侵入窃盗29万のうち、開け放しは0.8万、施錠設備なし0.2万、施錠せず6.8万と、私的空間においてはかなりの変化ないし改善がみうけられる。

他方、我が国の公共空間、例えば道路や公共駐車（輪）場は、「夜間でも女性が1人で安心して歩ける」と言われるほど安全なものと考えら

(12) 陳放(相田雅美・宮崎真紀訳)『海怒 東京黒社会群狼記』バジリコ株式会社, 2004, p.5. は「日本の読者へ」と題する前書きで、「中国人黒社会の連中は、全然怖くないという意味で日本の警察を『小児科』とあざけてるし、万が一、逮捕されたところで、組織からは黙秘するように言われている。そんな反抗的態度をとっても、日本では中国と違ってなんの差別的待遇も受けない。……こんな温情的な対応では、中国人の子供でも口を割らないのではないだろうか。……たとえ実刑で刑務所に入れられても、三食付きで風呂にも入れる。……日本の警察は外国人犯罪者の人権を尊重しすぎて、自国の人間の生命・財産の安全を確保できていないのではないだろうか？」と述べる。

(13) あるジャーナリストは、初めて中国人犯罪関係者に会ったとき、「日本は街に高級外車があふれ、盗んでもOKのように路上駐車ネ。道端には現金が入った自動販売機がここにもあそこにも置かれている。とにかく金が道に捨ててある。これ盗まないほうがオカシネ？」と言われ、発想の違いにショックを受けたという。田村建雄『ドキュメント外国人犯罪 金のためなら命はいらない』リム出版新社, 2004, p.2.

(14) 「1982年、アメリカの政治学者 James Q. Wilson と犯罪学者 George L. Kelling がアトランティック・マンズリー誌に掲載した論文『Broken Windows』により提唱した理論」大塚尚「破れ窓理論」『警察学論集』54巻4号, 2001.4, p.75. ある建物の窓が破られているのを放置するとまもなく他の窓も破られ、建物全体さらには周辺の建物の窓も壊され、やがて地域全体の治安が悪化する。したがって、軽微な犯罪の段階から嚴重に取り締まること、凶悪犯罪を含めた犯罪全般の抑止に効果的であるとする考え方。ニューヨークでの実践が有名である。「割れ窓理論」と呼ぶ人もいる。

れ、長く無防備であり続けた。そこに新しい文化の担い手たる少年や外国人が登場したという側面があるので、総論的要素として、発生場所別認知件数と少年・外国人による刑法犯について概観しておく。

## 2 発生場所別認知件数

### 街頭、特に駐車場と道路上の犯罪の激増

犯罪の発生場所について昭和47年以降のデータをみると、駐車（輪）場、（道）路上における犯罪の激増という急激な変化が見られるので、主な発生場所別認知件数の推移を、表2に示す。ちなみに、住宅での犯罪はそれほど増えていない（ただし、平成4年から14年にかけての増加は大きいともいえる）にもかかわらず、昭和47年の駐車場及び道路上における刑法犯は、それぞれ

表2 発生場所別認知件数の変化

	住 宅	駐車(輪)場	(道)路上
1972 (S 47)	346,115 (28%)	54,670 (4.5%)	124,258 (10%)
1982 (S 57)	369,822 (23%)	204,414 (14%)	286,044 (19%)
1992 (H 4)	359,222 (21%)	418,549 (24%)	377,366 (22%)
2002 (H14)	526,053 (18%)	917,300 (32%)	460,803 (16%)
2003 (H15)	527,770 (19%)	881,330 (32%)	447,485 (16%)
2004 (H16)	499,289 (19%)	771,357 (30%)	407,708 (16%)

\* ( ) 内は、各年の全刑法犯に占める割合。

(出典) 表1に同じ。

表3 刑法犯検挙人員に占める少年及び外国人等の比率

	刑法犯検挙人員	少 年	外 国 人	来日外国人
1962 (S 37)	430,153	122,993 (29%)	16,124 (3.7%)	...
1972 (S 47)	348,788	101,262 (29%)	12,023 (3.4%)	...
1982 (S 57)	441,963	192,419 (44%)	10,154 (2.3%)	...
1992 (H 4)	284,908	134,692 (47%)	10,807 (3.8%)	5,961 (2.1%)
2002 (H14)	347,558	142,594 (41%)	13,076 (3.8%)	7,690 (2.2%)
2003 (H15)	379,602	145,418 (38%)	14,527 (3.8%)	8,725 (2.3%)
2004 (H16)	389,027	135,805 (35%)	14,766 (3.8%)	8,898 (2.3%)
2005 (H17)	386,955	124,522 (32%)	14,786 (3.8%)	8,505 (2.2%)

\* 1962年の少年の人員については、交通業過の人員が不明なので、少年検挙人員に、全検挙人員のうち業過を除いたものの比率をかけたものを推定値とした。

\* 1982年以前には、来日外国人のデータは取っていない。その頃以前の外国人犯罪のほとんどは韓国・朝鮮籍であった。

\* 少年の人員は、犯行時年齢による。

(出典) 表1に同じ。

5万余件（全刑法犯の4.5%）、12万余件（全刑法犯の10%）であったものが、平成14年には、92万件弱（全刑法犯の32%）、46万余件（全刑法犯の16%）にまで激増している。つまり、昭和47年には7件に1件程度であった駐車（輪）場または道路上での犯罪が平成14年には、全刑法犯の約半数に達しているということであり、駐車場・道路上における犯罪環境が激変してきたことが伺われる。

## 3 少年と外国人 新しい文化の担い手

犯罪は、人間社会における文化現象でもある。したがって、その変化に最も大きな影響を与えるのは、その構成員たる人であろう。そうだとすれば、よきにつけあしきにつけ、日本社会の犯罪現象を変容させる大きな要因たりうるのは、新規構成員である少年であり、外国人とりわけ来日外国人<sup>(15)</sup>である。表3では、刑法犯検挙人員に占める少年と外国人、来日外国人に関するデータをみる。

## 4 犯罪現象の出口としての刑事施設の状況

### 年末在所受刑者と新受刑者

犯罪現象の理解にとって警察統計による認知・検挙状況の把握が入り口であるとすれば、刑務

(15) 我が国にいる外国人のうち、いわゆる定住居住者（永住権を有する者等）、在日米軍関係者及び在留資格不明（在留資格無しではない）の者以外の者をいう。

所等の刑事施設における収容者の実態はいわば出口である。そこで、各年の年末在所受刑者の変化を矯正統計年報・行刑統計年報から引用する(表4参照)。

以上、1から4で述べたことを前提(出発点)にして、Ⅱ章で、平成14年を中心に、それ以前の40年、平成15年以降の3年におけるわが国の刑法犯の各論的分析にはいる。分析に際しては、犯罪の量的重要性(認知件数の大きさ)、質的重要性(犯罪の悪質さ)、分析的重要性(特徴的な変動を示すもの)を念頭に置いている。

## Ⅱ 罪種・手口ごとの分析

### 1 窃盗とその周辺 量的拡大と質的变化

各年の窃盗犯認知件数が全刑法犯認知件数に占める割合は、76%(昭和37年)から89%(平成元年)であり、数的に最も重要な刑法犯は、言うまでもなく窃盗である。しかも、1970年代から2000年代初めにかけて急増したことは先に述べたとおりである。その結果、検挙は認知に追

表5 窃盗犯全体

	認知件数	検挙件数	検挙率	検挙人員
1962(S37)	1,055,237	574,645	54.5%	183,921
1972(S47)	1,006,675	503,935	50.1%	166,932
1982(S57)	1,313,901	726,032	55.3%	281,878
1992(H4)	1,525,863	468,479	30.7%	153,444
2002(H14)	2,377,488	403,872	20.0%	180,725
2003(H15)	2,235,844	433,918	19.4%	191,403
2004(H16)	1,981,574	447,950	22.6%	195,151
2005(H17)	1,725,072	429,038	24.9%	194,119

(出典)表1に同じ。

いつかず、窃盗の検挙率は平成13年に15.7%と戦後最低(最高は昭和62年の60.2%)を記録する。それが刑法犯全体の検挙率低下の最大要因である。

また、近年(平成8年頃から)来日外国人や暴力団員による大胆で手荒な手口の組織窃盗(具体的内容は後述)という新たな形態の窃盗犯が登場し、我が国の治安の基盤を崩しかねない深刻な問題として認識された<sup>(16)</sup>。

ただ、一口に窃盗といってもその内容は多様であり、形態によって人の安全・安心感に与える影響にも格段の差がある。警察の実務におい

表4 刑事施設における受刑者

	年末在所受刑者 (うち刑法犯)	新受刑者 (うち刑法犯)	新受刑者中の外国人	新受刑者中の来日外国人
1952(S27)	63,278 (61,991)	55,419 (52,801)	4,019 (7.3%)	・・・
1962(S37)	55,310 (52,725)	35,996 (33,306)	1,808 (5.0%)	・・・
1972(S47)	40,426 (38,011)	28,423 (25,243)	919 (3.2%)	・・・
1982(S57)	44,955 (33,314)	31,397 (20,372)	952 (3.0%)	・・・
1992(H4)	37,237 (25,357)	20,864 (12,540)	715 (3.4%)	・・・
2002(H14)	56,959 (38,808)	30,277 (19,599)	2,266 (7.5%)	1,310 (4.3%)
2003(H15)	60,851 (42,136)	31,355 (20,716)	2,150 (6.9%)	1,562 (5.0%)
2004(H16)	64,047 (45,601)	32,090 (21,639)	2,244 (7.0%)	1,664 (5.2%)
ピーク	S25 80,589 (78,566)	S23 70,727 (65,545)		

\* 1972年以前の刑法犯には、暴力行為等処罰に関する法律違反は含まれていない。

\* 1952年の外国人のうち3,761人(94%)は朝鮮籍。1962年は朝鮮籍が1,733人(96%)。

1972年は朝鮮籍874人(95%)。1982年は朝鮮籍が852人(89%)。1992年は朝鮮籍が488人(68%)。2002年は朝鮮・韓国籍が645人(28%)、中国籍が593人(26%)。2003年は中国籍792人(37%)、韓国・朝鮮籍652人(30%)。2004年は中国籍817人(36%)、韓国・朝鮮籍666人(30%)。

\* 2004年末在所外国人(被疑者・被告人を含む)6,020人中、中国籍2,069人(34%)、韓国・朝鮮籍1,749人(29%)、ブラジル籍462人(7.7%)であった。

(16) 井口斉「窃盗犯対策——ピッキング用具を使用する侵入盗を中心に——」『警察学論集』53巻12号, 2000.12, pp.51-54.

ては、窃盗を大きく大種別として3分類（侵入窃盗、乗り物盗、非侵入窃盗）しているの、まずその分類にしたがって検討したうえで主たる手口について分析し、あわせて、窃盗に近い犯罪である住居侵入、占有離脱物横領、器物損壊についても検討する。

#### (1) 侵入窃盗 侵入手段の変化

侵入窃盗には、空き巣<sup>(17)</sup>、忍び込み<sup>(18)</sup>、金庫破り、事務所荒しなどの手口があり、他人の住居等に侵入して室内を荒したり、時には居直り強盗に進展したりするなど、被害者に与える不安感も大きいことから、3分類の中では最も悪質で重要なものと考えられている。その意味からも、侵入窃盗の予防検挙は、すべての都道府県警察において、ほとんど常に重点的な取り組みの対象であったとあってよい。

昭和29年以降、侵入窃盗の認知件数が最も多かったのは昭和46年の362,431件<sup>(19)</sup>で、最も少なかったのは平成9年の221,678件である。昭和47年以降、概ね25年間減少し続けたとあってよい。それが、平成14年には34万件近くの認知件数となり、最多年に迫る勢いとなったが、3年後の17年には24万件余と、再び最少年に近づきつつある。侵入窃盗が国民の安全・安心感に与える影響の大きさからしても、この8年間の急増急減の歴史は殊に注目されるべきである。

手口別のデータは示していないが、空き巣が侵入窃盗全体のほぼ3分の1から2分の1（平成17年では11万件余）を占める。忍び込み（同2

表6 侵入窃盗

	認知件数	検挙件数	検挙人員
1962 (S37)	328,590	・・・	・・・
1972 (S47)	359,023	183,940	27,630
1982 (S57)	302,161	202,977	29,533
1992 (H4)	233,690	145,638	18,111
2002 (H14)	338,294	98,335	13,696
2003 (H15)	333,233	109,920	14,208
2004 (H16)	290,595	104,816	13,548
2005 (H17)	244,776	104,454	12,564

(出典) 表1に同じ。

万4千余)、居空き<sup>(20)</sup>（同7千余）、学校荒し（同4千弱）は減少傾向にあり、金庫破り（同6千余）、事務所荒し（同3万余）は平成12年のピークまで急増していたがここ数年はかなり減少してきている。

平成に入って、10年までの各年の認知件数は、概ね25万件未満（5年のみ254,516）であったが、11年から認知が急増し14年には34万件に近づいた。急増の要因の一つに、ピッキングという特殊な侵入技術が中国本土からやってきた<sup>(21)</sup>ということがある。

もともとピッキングという言葉は、「ピック」、「テンション」等と呼ばれる棒状の工具を鍵穴に差し込んでマンション等の一般住宅、会社事務所、店舗等の出入口の鍵を開けることを意味する<sup>(22)</sup>。

このピッキングが窃盗の侵入手段として初めて確認されたのは、昭和63（1988）年頃のことといわれている<sup>(23)</sup>。全国的な統計は、平成12年から取り始めたが、東京都内で発生が目立っ

(17) 家人等が不在の住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの。

(18) 夜間家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの。

(19) この年の侵入窃盗のうち、被疑者の取調べによって事件が認知されたのは、45,036件である。これは、いわゆる余罪捜査による未届け事件の認知とあってよい。このような認知は、余罪捜査が困難になると減少するが、発生自体の減少要因とはなっていないことに注意すべきである。因みに、平成9年のそれは26,215件、13年以降は1万件前後である。

(20) 家人等が在宅し、昼寝、食事等をしているすきに、住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの。

(21) 富坂聡「列島を席捲する中国人犯罪」『諸君』33巻7号、2001.7、p.225。

(22) 井口 前掲論文 p.55。

(23) 吉田良夫「ピッキング用具使用の侵入盗とその対策」『捜査研究』606号、2002.3、p.39。



てきたのは平成10年頃であり、関東圏を中心とした都市部で急増し、その後全国に波及していった。

平成12年中におけるピッキング侵入盗は、認知件数が29,211件（うち東京で11,089件、神奈川・千葉・埼玉の三県で9,799件）、検挙人員が524人（うち中国人245人）であった<sup>(24)</sup>。このピッキングによる侵入窃盗の特徴として、下見・運転・見張りから実行や事後の預金引き下ろしまでかなり明確な任務分担に基づいて組織的に行われるということや、窃盗の途中で強盗へと豹変する確率も高いといったことが指摘されている<sup>(25)</sup>。

こうしたことから、警察では組織窃盗対策を強化するとともに、官民挙げて、ピッキングに強い錠前の開発・普及促進や防犯意識の高揚など様々な対策が採られただけでなく、平成15年通常国会においては、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）も成立（同年9月1日施行）した。

このような様々な努力の結果、平成13年以降のピッキングによる侵入盗の認知件数は、13年19,568、14年19,121、15年9,351、16年4,355、17年2,171となって、劇的に減少し、落ち着きを示してきた。地域別にみても17年には、12年のピーク時とは様変わりして、大阪・兵庫での認知が全国の過半数を占めるようになった。

なお、ピッキング盗対策が各種採られる過程で、さらに新たな侵入方法として、サムターン回し（錠横にドリルで穴を開け、そこから工具を差し込んで開錠してしまうというもの<sup>(26)</sup>）、ガラス焼き切りといったものが増えてきたことに注意を要する。

ピッキング以前の組織的窃盗で、我が国における侵入窃盗の一部を質的に転換させたものとして、「爆窃団」と呼ばれるものもあった。こ

れは、昭和60年代から平成10年ごろにかけて香港から来日して、貴金属店の壁を破って侵入し、宝飾品を根こそぎ奪う大胆な手口の外国人窃盗グループで、香港爆窃団とも呼ばれた。犯行ごとに出入国を繰り返すヒットアンドアウェイも特徴的だったといわれる。

警察の摘発で沈静化したとみられていたが、昨（平成17）年4月以降、さらに激しい侵入手段で貴金属店を襲う事件が続発し始めている。報道によると、当初中国人グループによる活動再開ともみられたが、今では、韓国人グループの新「爆窃団」の暗躍との見方が強いという<sup>(27)</sup>。

## (2) 乗り物盗 中古市場

乗り物盗は、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗の3種に分かれる。年間認知件数は、昭和37年から平成14年にかけて、約5倍となっている。その最大の理由は、被害対象（格好の標的）の増加と中古市場の拡大であると推測される。

自動車、オートバイ、自転車では、その価格、犯人の目的等にもかなりの違いがあるので、それぞれについてのデータを（表8，表10，表11）に示す。

自動車盗については、70年代、80年代、90年代の認知件数は、ほぼ横ばいであったが、2000

表7 乗り物盗

	認知件数	検挙件数	検挙人員
1962（S37）	155,080	・・・	・・・
1972（S47）	207,712	72,577	39,096
1982（S57）	464,694	195,700	103,260
1992（H4）	713,823	108,424	62,418
2002（H14）	775,435	57,928	39,589
2003（H15）	695,791	56,867	41,265
2004（H16）	629,722	61,308	38,952
2005（H17）	556,987	58,841	37,768

（出典）表1に同じ。

(24) 同上；『警察白書』（平成13年）p.114.

(25) 吉田 同上 p.40；富坂 前掲論文 p.224.

(26) 永井隆一「新手を編み出し根こそぎ奪う『ピッキング窃盗団』最新事情」『政界往来』69巻4号，2003.4，p.16.

(27) 「新『爆窃団』は韓流？」『産経新聞』2006.5.15.

表 8 自動車盗

	認知件数	検挙件数	検挙人員
1962 (S 37)	24,339	・・・	・・・
1972 (S 47)	32,558	15,427	8,054
1982 (S 57)	33,462	16,596	8,070
1992 (H 4)	34,740	14,140	6,129
2002 (H 14)	62,673	12,791	4,775
2003 (H 15)	64,223	11,931	4,599
2004 (H 16)	58,737	13,765	3,823
2005 (H 17)	46,728	14,898	3,366

(出典) 表 1 に同じ。

年代になって急増している。急増の背景として、バブル経済崩壊後における暴力団員の資金獲得の困難化、海外における日本車人気の高まり、自動車を海外輸出するに際しての規制緩和(平成7年5月)などを指摘するもの<sup>(28)</sup>がある。

また、平成10年までの自動車盗の過半数は、いわゆる「キーあり」(エンジンキーがメインスイッチに差し込まれていたか、運転席ないしその周辺に放置されているものをいう)であったが、平成15年以降の「キーあり」の割合は30%以下となっており、増加した自動車盗が、それだけ本格的なものであることを示している。

認知件数は、平成15年がピークとなっているが、平成12年からの急増の原因のひとつが高級車を狙った組織的なものであったこともあって、警察だけでなく、税関、陸運支局等との協力体制や官民一体となった取り組みによって、平成16年、17年と認知件数が減少した。

警察では前述の特異侵入手口(ピッキング・ドリル使用サムターン・焼き切り)による組織的侵入窃盗と組織的自動車盗の急激な拡大に対し、平成9年から組織窃盗対策に本格的に取り組んできたが、ここ数年になってやっとその成果が現れてきたといえる。

組織窃盗というのは「多数の者が、首魁による指揮統制の下に、下見、窃取、盗品の運搬、処分など各行為を分担又は共同して行う窃盗」であるが、鬼平犯科帳の世界を思い浮かべると分かりやすい。実在の世界では、明治時代のすり団<sup>(29)</sup>などがその典型であろう。

平成の組織窃盗の代表が、(1)で述べた来日中国人を中心とする侵入強・窃盗団と、暴力団関係者を中心的担い手とする組織的自動車窃盗団であるといえよう。後者の具体的手口としては、ドアやトランクのキーシリンダーを抜き取って合鍵を作製し、盗難車両を自前の改造工場に持ち込み、偽造ナンバーを取り付け、車台番号を改ざんし、自動車検査証を偽造するなどした上で、暴力団等に売り捌いたり、外国人ブローカーを介して海外へ不正輸出したりしている例などが紹介されている<sup>(30)</sup>。

なお、自動車盗には、東京での認知が少なく(平成17年1,455件、全国の3.1%)、大阪・愛知が多い(同6,593件、6,012件、同14.1%、12.9%)という際立った特徴がある(埼玉・千葉・神奈川も比較的多い)。

ところで、窃盗が自己消費ないし自己使用目的のみで行われている間は、その被害はおのずと限定される。中古市場が発達して、盗品その他財産に対する罪にあたる行為によって領得された物(盗品等)が容易に売買され転々流通するようになると、それが財産犯罪を飛躍的に増大させる契機となる。このことは、財産犯の中でも、量的に最も多くしかも被害品に占める現金の割合が必ずしも高くない窃盗<sup>(31)</sup>にとりわけ大きな意味を持つ。組織窃盗が大規模に成立するには、中古市場の存在が必要不可欠だからである。

(28) 桑原振一郎「窃盗犯の現状と今後の課題～組織窃盗を中心に～」『法律のひろば』55巻1号, 2002.1, pp.15-16.

(29) 坂口鎮雄著『すり』(復刻版『すり・掏摸の犯罪史』(近代犯罪資料叢書13)大空社, 1999.)に当時の実情が詳しく紹介されている。

(30) 桑原 前掲論文 p.15.

(31) 2004年の罪種ごとの被害額に占める現金の割合は、窃盗22%、強盗48%、詐欺90%、恐喝86%であった。

表9 盗品等に関する罪

	認知件数	検挙件数	検挙人員
1949 (S 24)	45,879	46,060	27,619
1952 (S 27)	34,383	34,413	20,461
1962 (S 37)	11,019	11,019	6,288
1972 (S 47)	2,910	2,911	2,082
1982 (S 57)	2,226	2,225	1,859
1992 (H 4)	1,316	1,319	1,243
2002 (H 14)	2,987	2,967	2,916
2003 (H 15)	4,519	4,457	4,345
2004 (H 16)	5,547	5,310	4,935
2005 (H 17)	5,403	5,198	4,889

(出典) 表1に同じ。

ラトガス大学教授マーカス・フェルソン氏は「日本人がアメリカ人より強力な反犯罪文化を有しているとは思わない」、「日本人は、たいてい新車を買う」、「日本人はまた、中古の電化製品を買うことも嫌う」と述べ<sup>(32)</sup>、北京工業大学人文社会科学学院助教授張荊氏は「来日中国人による窃盗は、現金の窃盗を除き多くは各種商品の窃盗である。これらの商品は『泥棒市』を通してすぐに現金化されるのである。また、多くの中国人は『泥棒市』でいろいろな低廉『盗品』を買うことにも一生懸命である」と述べる<sup>(33)</sup>。

このように考えると、盗品等に関する罪やその取締りの持つ意味の重要性が認識される。そこで、盗品等に関する罪の認知検挙状況をここでみておくこととする。

この犯罪の特徴の一つは、検挙活動によって犯罪が認知される点にある。したがって、警察が目をつぶれば、あるいは目をくませられれば、犯罪は見えなくなるということである。

認知件数・検挙件数・検挙人員のピークは、昭和24(1949)年。検挙人員についてみると、平成に入って10年ほどは、ピーク時の20分の1程度で推移した。ここ数年増加してきているが、それで十分であるのか、検討を要する。

詳細は省くが、この犯罪の防圧には、取り締

表10 オートバイ盗

	認知件数	検挙件数	検挙人員(うち少年)	少年の比率
1972 (S 47)	33,963	13,802	10,263 (・・・)	・・・
1982 (S 57)	161,002	59,367	32,081 (31,212)	97.2%
1992 (H 4)	245,628	43,408	25,216 (24,709)	98.0%
2002 (H 14)	198,642	15,725	13,106 (12,650)	96.5%
2003 (H 15)	154,979	12,447	11,213 (10,669)	95.1%
2004 (H 16)	126,717	11,715	9,203 (8,735)	94.9%
2005 (H 17)	104,155	11,621	8,665 (8,188)	94.5%

(出典) 表1に同じ。

まり姿勢・能力もさることながら、立証や立法のあり方に及ぶ広範な背景となるべき論点があると思われる。治安悪化との関連で、量的に重要な窃盗、質的に重要な凶悪犯が注目されるが、盗品等に関する罪はもっと注目されてよい。

次にオートバイ盗であるが、認知のピークは、平成元年(27万件余)であった。刑法犯全体のピーク(それは同時に窃盗犯全体のピークでもある)が、それから13年後の平成14年であるのと比べるとかなりのズレがある。平成17年のオートバイ盗認知は、10万件余であるから、ピーク時に比べて60%以上の減である。

オートバイ盗について注目されるのは、検挙人員に占める少年の比率の高さ(発生事件の比率とは必ずしも一致しない)であり、その比率は、毎年概ね95%以上である。平成元年がピークとなった理由のひとつとしては、昭和44年以降では14歳から19歳までの人口のピークが平成元年(1,195万人、平成16年は800万人)であったことが考えられる。

平成元年のピーク以降、平成13年までの認知件数は、高い水準(25万件前後)が続いたが、平成14年以降はかなり急激に減少している。高い水準を維持していた時期の検挙事例としては、少年によるもののほか、ベトナム人犯罪グループによって、組織的に海外輸出する目的で敢行されるものが目立っていた<sup>(34)</sup>。

<sup>(32)</sup> マーカス・フェルソン(守山正監訳)『日常生活の犯罪学』日本評論社、2005、日本語版への序文。

<sup>(33)</sup> 張 前掲書 p.143.

表11 自転車盗

	認知件数	検挙件数	検挙人員(うち少年)
1962(S37)	130,741	・・・	・・・
1972(S47)	141,193	43,528	20,799(・・・)
1982(S57)	270,230	119,737	63,109(19,572)
1992(H4)	433,455	50,876	31,073(16,859)
2002(H14)	514,120	29,412	21,708(14,710)
2003(H15)	476,589	32,489	25,453(16,316)
2004(H16)	444,268	35,828	25,926(15,342)
2005(H17)	406,104	32,322	25,737(14,732)

(出典) 表1に同じ。

我が国で軽微な犯罪とみられる典型は、自転車盗と万引きであろう。平成14年の自転車盗認知件数は51万件余で、実に全刑法犯の18%に上る。平成12年12月に法務総合研究所が、無作為に選ばれた全国の16歳以上の男女3,000人を対象に行った犯罪被害実態に関するアンケート調査によると、過去5年間に自転車を保有していた1,788世帯のうち、過去5年間に自転車盗の被害に遭ったことがあるのは27.3%(488世帯)であり、被害を警察に届け出た比率は36.1%とのことである<sup>(35)</sup>。

我が国の警察は、伝統的に自転車盗の検挙に力を入れてきた。そのことは、時に、行き過ぎとの批判も生んできたところである。自転車盗の認知件数は、平成13年のピークまでほぼ毎年増加する傾向にあったが、検挙件数は昭和62年の14万5千件余、検挙人員は、昭和59年の7万6千人弱をピークに急落している。ただし、自転車盗の検挙活動の評価には、占有離脱物横領の認知・検挙状況の分析が必要である。というのは、占有離脱物横領の被害品の95%は自転車<sup>(36)</sup>であり、その捜査(検挙のための活動)の実態は、自転車盗の捜査とほぼ同じだからである。そこで、占有離脱物横領の認知・検挙状況を示す。

表12 占有離脱物横領

	認知件数	検挙件数	検挙人員(うち少年)
1962(S37)	2,178	2,172	1,453(・・・)
1972(S47)	3,382	3,374	3,222(1,384)
1982(S57)	25,819	25,757	26,789(13,752)
1992(H4)	55,997	55,848	58,174(27,323)
2002(H14)	71,782	70,240	72,283(34,263)
2003(H15)	90,163	87,587	89,358(38,547)
2004(H16)	101,869	95,845	96,083(37,194)
2005(H17)	95,520	90,897	91,306(32,326)

(出典) 表1に同じ。

占有離脱物横領には、検挙することによってその犯罪が認知されることが極めて多いという特徴がある。したがって、検挙率は100%に近いということになる。また、占有離脱物横領の検挙件数・検挙人員は逐年増加してきているが、その多くは、かつてであれば、自転車盗として処理されてきたのではないかと推測される。というのは、かつては盗品である自転車に乗って職務質問を受けた場合、盗んだことや盗んだ日時・場所を正しく認める容疑者が多かったのに対し、最近では盗んだ(日常用語としてのそれであって、必ずしも法的意味ではない)ことを認めても、日時・場所について嘘を言えば、窃盗より軽い処断刑である占有離脱物横領で処理されるということを知る者が増えたとみられるからである。取り締まる側にとっても、どちらであっても微罪処分等によって処理され、公判請求されることは稀であることなどから、厳密な真実追求は、時間や労力の無駄遣いということになる。

このように考えると、検挙活動によって認知された占有離脱物横領の実態のかなりの部分は、実は自転車盗として認知されたものとダブルカウントになっているのではないかと推測させる。その意味でこの犯罪に関しては、

(34) 『警察白書』(平成9年) p.227; 『警察白書』(平成11年) p.29.

(35) 『犯罪白書』(平成13年版) pp.113-115.

(36) 『平成16年の犯罪』警察庁 2005, p.318. には、2004年の占有離脱物横領101,869件中の被害品は、自転車96,924、オートバイ1,623、その他3,322とある。

いわば認知の水増しが起きているといえよう。このような実態があるのだとすれば、自転車盗のような犯罪については、その検挙率の低さ（8%弱）や犯人の発見にこだわりすぎるより、被害品の回復を重視するほうが健全であると思われる。ちなみに、平成16年における自転車盗の被害回復率は、検挙率よりかなり高い38.2%である。

(3) 非侵入窃盗 格好の標的

先に述べたように、昭和47年から平成14年にかけて窃盗犯は137万件増加したが、そのうちの82万件は非侵入窃盗の増加によるものである。具体的手口として、車上ねらい<sup>(37)</sup>（昭和47年82,631→平成14年443,298 +36万件、5.4倍）、自動販売機ねらい<sup>(38)</sup>（8,437→174,718 +17万件、21倍）、部品ねらい<sup>(39)</sup>（30,197→128,539 +10万件、4.3倍）の増加が目立つ。

これらはいずれも、格好の標的<sup>(40)</sup>が、世界一安全といわれた我が国の道路上や駐車場にあふれるようになった結果でもあろう。

また、絶対数としては必ずしも大きくないが、重要窃盗<sup>(41)</sup>の一形態であるひったくりも激増（4,316→52,919 +5万件、12倍）している。これには、ひったくりで使用されることの多いオー

表13 非侵入窃盗

	認知件数	検挙件数	検挙人員
1962 (S37)	571,567	・・・	・・・
1972 (S47)	439,940	247,418	100,206
1982 (S57)	547,046	327,355	149,085
1992 (H4)	578,350	214,417	72,915
2002 (H14)	1,263,759	247,609	127,440
2003 (H15)	1,206,820	267,131	135,930
2004 (H16)	1,061,257	281,826	142,651
2005 (H17)	923,309	265,743	143,787

(出典) 表1に同じ。

トバイ・自転車という犯行用具の窃盗（や占有離脱物横領）の増加が背景として考えられる。

他方、同じく重要窃盗の一種であるすりは、質的变化は別として量的にはほとんど増加していない（21,117→24,590）。ピンきりであるにせよ、すりにはある程度の技術が必要なものかもしれない。

ひったくりについて注目すべきは、大阪での認知の多さで、平成14年では、全国認知件数の17%強（9,197件）を占める。因みに、東京での認知件数は5,607件、11%弱となっている（大阪の人口は全国の6.9%、東京の人口は9.6%である）。

これに対し、すりは、東京での認知が、10,534件（全国の43%弱）、大阪は5,062（同21%弱）で、東京の危険性が極めて高い<sup>(42)</sup>。なお、ひった

(37) 自動車等の積荷や車内の金品を窃取するもの。

(38) 自動販売機又はその中の金品を窃取するもの。

(39) 自動車、船等に取り付けてある部品、付属品を窃取するもの。

(40) フェルソン 前掲書 p.42. は、犯罪行動は、①潜在的な犯行者 ②格好の標的 ③犯罪に対する有能な監視者の不存在という三つをほぼ必然的な諸要素として伴う、と指摘している。

(41) 日本の警察では侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすりを、重要窃盗犯と呼んでいる。

(42) 坂口 前掲書 pp.11,34-35,163-166. には、明治時代の東京と大阪の風土の違いについて、要旨次のように記述している。「大阪は最も早く、最も盛んにすりの跋扈横行した処。その理由は、商業地で金銭の集散が多く、住民が裕福で優しかったから。東京のすりは、生き馬の目を抜くまで云われて、名物のひとつ。東京には多数のすりがいて、掏り方がすばやく、卓越した技量を持っている。また、大阪では、わずかな金でも嚴重に内懐に入れているので掏るのは容易ではない。しかし（昔、現行を咎められて刃物で抵抗したことがあったことなどから）自分さえ取られなければよいとしているので、失敗しても捕まらない。東京は全くこれに反して、少しくらい大金が入っていても、袂や懐中に無造作に入れてあるので、実に掏りやすいが、ハマをやって見つければ、（もともと武士の集合地で気質が荒々しいから）他人であっても、野次馬を含め、踏む、蹴る、殴るほとんど半死半生の目に合わせた上、警官に引き渡される。すなわち、東京は見つかる怖いが掏るのには容易である。」

くりで検挙された者のうち、少年の割合は減少傾向にあるとはいえ、5割を超える（数年前は7割）が、すりでは1割前後である。

さらに、近年のすりに関する話題としては、韓国人すりグループ<sup>(43)</sup>がある。来日韓国人すりグループは、平成に入ってから活動が目立ち始めた。数人から10人程度の常習者でグループを形成し、時に人の異同はあるものの、基本的には各グループ単体で活動しているとみられている。我が国には観光目的の短期滞在の在留資格等により来日し、犯行後は韓国に逃げ帰るヒットアンドアウェイ方式によって、広域にわたってすりを行う。犯行時には刃物や催涙スプレー等の凶器を持ち、犯行が発覚すると、これらの凶器で警察官や被害者に抵抗する。つまり名前はすり団でも、容易に強盗団となる集団である。

我が国刑法犯の中で最も検挙人員の多い罪種は、いうまでもなく窃盗であり、窃盗の中の手口としては万引きが多い。困みに、万引きの検挙人員は、平成17年でみると、全窃盗犯の59%、全刑法犯の29%にあたる113,953人である。2番目は、占有離脱物横領の91,306人である。これらの者のほとんどは、逮捕もされなければ、起訴もされない。

駐車禁止違反やスピード違反などの法定刑の軽い犯罪で検挙された場合には、ほぼ確実に反則金という不利益を課されるのに、万引きのように懲役10年以下という重い法定刑の場合には、検挙されてもほとんど法的な不利益を受けないというのは、考えようによっては、極めて不思議な仕組み、ないし法の運用である。おそらく「恥の文化」の強い時代には、警察等に調べら

れること自体が何がしかの金銭の支払いより重大な社会的サンクションであったがゆえに、かつてはそれなりの合理性もあったのであろう。

法改正によって窃盗に罰金刑を設けるといふ、形式的には窃盗罪の軽罰化によって、変化が生じる可能性<sup>(44)</sup>があるが、それだけで十分か否か、注意深く見守る必要がある。

#### (4) 住居侵入と器物損壊

##### 窃盗の未遂ないし予備形態

住居侵入の目的は様々である。表14に示す以前の話であるが、太平洋戦争前後、住居侵入罪は特異の増減を示し、戦時に顕著な増加をきたした。これは「出征軍人の留守宅にその妻が姦夫を引き入れて行う姦通事件の頻発ならびにこれに関する検挙方針を反映するものである<sup>(45)</sup>」といわれている。

現在の住居侵入の大多数は、窃盗目的で侵入（未遂を含む）したが、物色行為がなされていないか、立証されない場合と推察される。そうだとすると、侵入窃盗が近年減少しているとはいえ、住居侵入が高い水準にあることには注意を要する。

表14 住居侵入

	認知件数	検挙件数	検挙人員
1962 (S37)	9,287	8,591	6,045
1972 (S47)	9,622	6,934	5,329
1982 (S57)	12,529	5,748	3,659
1992 (H4)	12,192	3,892	2,078
2002 (H14)	33,872	6,461	4,214
2003 (H15)	40,348	7,820	5,361
2004 (H16)	37,857	8,566	5,993
2005 (H17)	34,518	8,961	6,107

(出典) 表1に同じ。

(43) 『警察白書』(平成15年) pp.26-28; 『警察白書』(平成11年) p.28; 『警察白書』(平成7年) p.284.

(44) 「万引きストップ 窃盗罪に罰金刑 改正刑法来月施行」『毎日新聞』2006.4.26.

(45) 植松正「刑法犯変遷の罪名別考察」『本邦戦時・戦後の犯罪現象(第1編)』(法務資料第331号) p.47. 姦通罪は親告罪であったので、海外に出征中の夫から告訴を受領するのが困難であったため、捜査・検察当局は、姑息な手段であったが、姦夫が夫の住居権を侵害した物として、非親告罪である住居侵入罪で処理する方針を採ったとされる。

表15 器物損壊

	認知件数	検挙件数	検挙人員
1962 (S 37)	7,522	6,494	5,068
1972 (S 47)	5,056	3,241	2,616
1982 (S 57)	11,931	3,639	3,266
1992 (H 4)	30,966	3,935	2,474
2002 (H 14)	196,018	9,607	4,931
2003 (H 15)	230,743	11,100	5,331
2004 (H 16)	226,059	12,332	5,522
2005 (H 17)	205,312	12,884	6,362

(出典) 表1に同じ。

器物損壊の認知増は異常である。昭和47年に比べ10年後には2倍、次の10年で3倍、さらにその次の10年で6倍、30年間で実に40倍近い(38.8倍)増え方である(表15参照)。その理由はいくつか考えられる。

まず、器物損壊の実質の多くは窃盗(主として侵入窃盗、自動車盗、車上ねらい、自動販売機ねらい、部品ねらい)の未遂ないし予備形態<sup>(46)</sup>であるが、(3)で述べたように、車上ねらい、自動販売機ねらい、部品ねらいは、この30年間で特に増加が著しい(あわせて+63万件)。それと共通の増加要因がある。

次に、警察に器物損壊の届出をした人についての調査結果によると、届け出た理由について、30.7%の人が「保険手続きのために必要であったから」と答えている<sup>(47)</sup>ことから、「被害品の多くは自動車等であり、保険手続きのために必要であるので被害の届出が増加していることが推測できる」<sup>(48)</sup>とする説明もある。しかし、それらの説明だけでは不十分であろう。

ところで、平成14年の器物損壊の検挙率は、4.9%であるが、昭和47年は64%、昭和37年は

86%、さらにその10年前は96%であった。この検挙率の低下は、捜査力の低下ということだけでは説明がつかない。おそらくこの種の犯罪について、かつては検挙することによって犯罪が認知される(つまり検挙されるまで認知として処理されない)という現象があったのではないかと推定されるのである。

## 2 殺人

### 親族・家族・知人間の軋轢、人間関係のもつれ

窃盗が量的に最も重要な犯罪だとすれば、殺人は質的に最も重要な犯罪といえる。近年の治安悪化への不安からすると、やや意外ではあるが、我が国における殺人の認知件数は減少しているといっている。平成14年を30年前と比べれば32%減、40年前との比較では41%減である。そのことから我が国の治安は本当は悪化していないし、犯罪も凶悪化してはいないという人もいる<sup>(49)</sup>。

ところで、殺人や傷害は、家族又は地域社会の内部の人間関係のもつれから起こることが多いとの指摘もある<sup>(50)</sup>。また、ここ数十年の嬰

表16 殺人

	認知件数(うち嬰兒殺)	検挙件数	検挙人員
1962 (S 37)	2,348 (171)	2,283	2,503
1972 (S 47)	2,060 (174)	2,009	2,188
1982 (S 57)	1,764 (138)	1,713	1,768
1992 (H 4)	1,227 ( 67)	1,185	1,175
2002 (H 14)	1,396 ( 29)	1,336	1,405
2003 (H 15)	1,452 ( 27)	1,366	1,456
2004 (H 16)	1,419 ( 24)	1,342	1,391
2005 (H 17)	1,392 ( 27)	1,345	1,338

(出典) 表1に同じ。

(46) 前掲『平成16年の犯罪』p.214.によれば、家屋や建造物を対象とするものが7.4万件、自動車を対象とするものは12万件である。

(47) 『警察白書』(平成14年) p.28.

(48) 井田良「最近の犯罪情勢の変化とその統計的把握——平成15年犯罪白書をどう読むか——」『法律のひろば』57巻1号, 2004.1, p.13.

(49) 河合幹雄「犯罪情勢は悪化しているのか」『法律のひろば』56巻1号, 2003.1, pp.4-10; 芹沢一也「『凶悪化する少年たち』というウソ」『論座』134号, 2006.7, pp.174-179.

児殺の減少も著しい。

それでも、平成3年の1,215件の認知を底に、ここ十年ほどは増加傾向にある。こうしたことから、我が国の地域や家庭における、人間関係のトラブル解決機能が弱体化しているという考え方もあるが、アメリカや中国などと比べれば、

表17 殺人罪(嬰兒殺・自殺関与を含まない)による死傷者

	死者	重傷者	軽傷者
1972 (S47)	934	616	503
1982 (S57)	840	431	471
1992 (H4)	600	336	309
2002 (H14)	616	337	439
2003 (H15)	657	336	475
2004 (H16)	656	314	469
2005 (H17)	599	325	461

\* 重傷者とは、全治1ヶ月以上の傷害を負った者をいう(以下同じ)。

(出典) 表1に同じ。

表18 被害者の年齢別認知件数

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
1972 (S47)	421 (174)	614	480	269	121	115
2004 (H16)	181 (24)	201	234	205	242	353

\* 一つの事件で数人の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上。

\* 年齢不明があるので、合計数は、各年の事件数と一致しない。

\* ( )内は、嬰兒殺で、うち数。

(出典) 表1に同じ。

表19 犯行時の年齢別検挙人員

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
1972 (S47)	152	981	632	264	91	68
2004 (H16)	60	299	322	216	240	254

(出典) 表1に同じ。

まだ格段の差があるのかもしれない<sup>(51)</sup>。

殺人事件の統計は未遂や予備も含むので、認知件数もさることながら、被害者の数に注意を要するので、その数を表17に示す。昭和37年のデータはないが、昭和47年以降平成初めまでは減少傾向であった。

次に、少子高齢化社会といわれるので、殺人事件の被害者及び検挙被疑者の年齢を昭和47年と平成16年とで比較してみる(表18, 表19)。少子高齢化状況は、殺人の認知検挙に一目瞭然な形で現れている。

ところで、強盗が人を殺したり、死に至らしめたりしたとき、警察統計上は強盗として整理されているが、普通の人には(あるいは社会現象的には)殺人事件と受けとめられるので、ここで強盗による死傷者もみてる(表20)。

(50) 平野龍一『刑法の基礎』東京大学出版会、1966、p.119。平野教授は「私は十数年前ある田舎の刑務所で殺人、傷害致死の受刑者の記録をみたところ、ほとんどすべてが親戚間のとくに性をめぐる感情のもつれとやくざの争いであったのに驚いた記憶がある」と述べている。

(51) 2003年の米国における殺人の認知件数は16,503件で、日本での殺人と強盗殺人の合計(1,530)の10倍を超える(『犯罪白書』(平成17年度)p.73.)。;文化衝突からみた来日中国人犯罪を研究した前掲の張荊氏は、「現在の日本は諸先進国の中で犯罪率が一番低い国だと認められている。犯罪を抑制する重要な機能の一つは、トラブルを解決できる社会システムがしっかり存在していることである。たとえば、民間相談機関、行政相談機関、トラブルを調停する仲介者等が日本では星の数ほど多く存在している。日本国民が困難にぶつかった時、心理的危機に陥った時、人間関係のトラブルを起こした時、相応の機関や仲介者と相談することで、トラブルが芽のうちに解決されている。こうしたシステムは、日本社会の安定性や、犯罪率の低下に大きく貢献している。しかしながら、残念なことに、日本で中国人同士がトラブルを起こした時、特に殺人を引き起こすほどの場合に、このシステムはほとんど機能していなかったように見える。」と述べている(張 前掲書 p.142.)。



表20 強盗(強盗殺人・強盗傷人・強盗強姦)による死傷者

	死者	重傷者	軽傷者
1972 (S 47)	39	88	1,064
1982 (S 57)	43	67	908
1992 (H 4)	46	96	913
2002 (H 14)	71	335	3,066
2003 (H 15)	48	312	3,159
2004 (H 16)	60	325	3,077
2005 (H 17)	43	263	2,350

(出典) 表1に同じ。

強盗による死傷者をみて注目すべきは、殺人罪による死傷者の減少とは対照的に、死者、重傷者、軽傷者とも急増ないし激増しているという点である。因みに、表には現れていないが、昭和47年以降、強盗による死者の最も少なかった年は平成2年で16人、最も多かった年は平成13年で80人であった。医療技術の進歩を考えると、死者、重傷者の増加ぶりは数字以上に大きいであろう。殺人による死傷者が減少しているにもかかわらず、多くの人が犯罪の凶悪化を感じる要因のひとつがここにある。

### 3 強盗 強盗は治安のバロメーター

2で述べたように強盗による死傷者の急増は、犯罪の凶悪化を最も実感させる。では強盗全般はどうか。強盗の認知件数は、最もよく治安の実態を示すという側面を持つ。暗数の少ない犯罪とみられ、しかも暴力と財産的欲望とが結びついた犯罪だからである。

「強盗罪の如きは戦後において戦前昭和16年の10倍を超える数(戦後のピークは昭和23年の10,854件、昭和16年は1,148件、筆者注)を示している。それは支那事変前の最高昭和10年に比べても、約5倍に激増している」<sup>(52)</sup>。戦後は、昭和23年をピークに平成元年(1,586件、昭和23年の7分の1)までほぼ減少し続け、そこからま

表21 強盗

	認知件数	検挙件数	検挙人員
1962 (S 37)	4,142	3,492	4,541
1972 (S 47)	2,500	2,051	2,398
1982 (S 57)	2,251	1,684	2,072
1992 (H 4)	2,189	1,525	1,780
2002 (H 14)	6,984	3,566	4,151
2003 (H 15)	7,664	3,855	4,698
2004 (H 16)	7,295	3,666	4,154
2005 (H 17)	5,988	3,269	3,844

(出典) 表1に同じ。

たほぼ毎年増加して平成15年には7,664件(平成元年の5倍)に至った。

この近年の強盗の増加について、強盗は実際には増加しておらず、強盗の認知件数の増加は、一定の恐喝やひったくり窃盗を底上げして強盗としてカウントすることによりもたらされているのではないか、という意見も聞かれるという。

このような指摘に対し法務省法務総合研究所の宇川晴彦研究官は、警察の認知件数だけでなく「強盗による起訴人員、有罪人員が増えている以上、強盗も実際に増えているものと見るのが妥当であろう。強盗は、平成7年から平成14年の間に認知件数が3倍になっているだけでなく、起訴人員は2.4倍、有罪人員も2倍になっている。……強盗による有罪人員は平成3年を底に増加しているが、それだけでなく、長期刑の宣告を受ける者が実数・比率ともに上昇傾向にあり、他方、執行猶予となる比率は低下傾向にある。これを見る限り、強盗の有罪人員の増加は、かろうじて強盗となるものを多く起訴することによって生じているのではなく、実際に悪質重大な強盗が増加していることが原因であると考えられる。このことは強盗による死傷者数が増加するとともに、重傷率が増加傾向にあることとも符合する」<sup>(53)</sup>と分析している。

<sup>(52)</sup> 植松 前掲論文 p.52.

<sup>(53)</sup> 宇川春彦「近年における凶悪重大事犯の動向」『法律のひろば』57巻1号, 2004.1, pp.51-52.

表22 強盗犯行時の年齢別検挙人員

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
1989 (H元)	580 (40.2%)	397 (27.5%)	200 (13.9%)	172 (11.9%)	70 ( 4.8%)	25 ( 1.7%)
2003 (H15)	1,818 (38.7%)	1,261 (26.8%)	643 (13.7%)	414 ( 8.8%)	373 ( 7.9%)	189 ( 4.0%)

\* ( )内は、それぞれの年の全体に占める構成比。

(出典) 表1に同じ。

では、悪質重大な強盗はなぜ増加したのだろうか。来日外国人受刑者について調査を行った社会心理学者で慶應義塾大学名誉教授岩男壽美子氏の指摘に、次のようなヒントがある。「金に困った外国人の場合は、多くの仲間を巻き込み分業体制をとってでも目的を達成する必要がある、手荒な手段に訴えることにもなる。<sup>(54)</sup>」また、中国人犯罪をルポした田村建雄氏は、ルポの副題に「要銭不要命(金のためなら命はいらない)」というキーワードを使っている<sup>(55)</sup>。

急ぎ働きの悪質重大な強盗増加の原因には、おそらくもっと様々な要因が複雑に絡んでいるのであろうが、金銭への「切実さ」というのが、来日外国人に限らずひとつの要因であることは否定しがたいであろう。

ちなみに、犯行の動機・原因は人の内心に絡むことでもあり、統計上も項目の取り方が変化しているので不正確な面もあるが、検挙された強盗事件<sup>(56)</sup>の主たる被疑者の犯行の動機・原因のうち、生活苦(生活困窮)と事業資金(債務返済)を加えたものを、昭和47年と平成16年とで比較すると、昭和47年は185件(全体の9.1%)、平成16年は1,044件(同29%)である。

続いて強盗事件の検挙被疑者の年齢を戦後最も強盗の少なかった平成元年(認知件数1,586、検挙件数1,204、検挙人員1,444)と近年のピークである平成15年とで比較してみる(表22)。

少年による強盗は急増しているが、少年の占

める比率は必ずしも増加してはいない。ただし、平成元年における14歳以上の未成年者人口比率は、9.7%(11,953千人/123,255千人)であり、平成15年のそれは、6.5%(8,261/127,619)であることに注意を要する。なお、50歳以上の人口の比率は、平成元年29.6%、15年40.6%である。

ところで、「外国人犯罪には、凶悪犯の割合が高いという特徴がある<sup>(57)</sup>」といわれるので、平成元年と15年の来日外国人による強盗の検挙件数・人員をみると、平成元年は64件(強盗検挙全体の5.3%)54人(同3.7%)、15年は255件(同6.6%)369人(7.9%)であった。

また、暴力団関係者による強盗は、平成元年には154件(同12.8%)229人(同15.9%)であったものが、15年には483件(同12.5%)755人(同16.1%)となっている。

#### 4 暴行・傷害・恐喝

##### 街頭暴力対策の成功と新たな危険

警察実務では、凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝をまとめた包括罪種を粗暴犯と呼んでいる。ここでは、そのうち認知件数が年間1万件を超える暴行、傷害、恐喝を取り上げる。

暴行の認知件数のピークは、昭和39年の46,965件であり、傷害罪のピークは昭和33年の73,985件である。昭和30年代、暴行は概ね4万件台、傷害は6～7万件台認知されていた。いずれもその後減少し、平成元年にはそれぞれ1万件以

(54) 岩男壽美子「国籍40カ国以上、外国人服役囚865名の回答 日本は犯罪がしやすい国だ」『中央公論』121巻6号、2006.6、p.250。

(55) 田村 前掲書

(56) 解決事件を除く。

(57) 前田雅英『日本の治安は再生できるか』筑摩書房、2003、p.66。

表23 暴行

	認知件数	検挙件数	検挙率	検挙人員
1962 (S 37)	43,167	42,182	97.7%	38,488
1972 (S 47)	26,754	24,814	92.7%	32,314
1982 (S 57)	14,836	13,792	93.0%	19,964
1992 (H 4)	6,773	5,378	79.4%	6,882
2002 (H 14)	19,442	8,348	42.9%	9,132
2003 (H 15)	21,937	9,539	43.5%	10,124
2004 (H 16)	23,691	10,666	45.0%	11,002
2005 (H 17)	25,815	13,703	53.1%	13,970

(出典) 表1に同じ。

表24 傷害

	認知件数	検挙件数	検挙率	検挙人員
1962 (S 37)	63,918	61,477	96.2%	79,202
1972 (S 47)	43,194	39,593	91.7%	51,715
1982 (S 57)	25,202	23,665	93.9%	34,142
1992 (H 4)	18,854	15,967	84.7%	22,322
2002 (H 14)	36,324	23,453	64.6%	29,862
2003 (H 15)	36,568	23,659	64.7%	28,999
2004 (H 16)	35,937	22,938	63.8%	27,069
2005 (H 17)	34,484	23,304	67.6%	27,130

(出典) 表1に同じ。

表25 傷害罪による死傷者

	死者	重傷者	軽傷者
1972 (S 47)	203	2,241	47,146
1982 (S 57)	218	1,665	27,029
1992 (H 4)	194	1,530	19,857
2002 (H 14)	194	2,674	37,313
2003 (H 15)	179	2,717	36,971
2004 (H 16)	145	2,539	37,512

(出典) 表1に同じ。

下、2万件以下となり、その状態がほぼ10年続く。その意味では当時の街頭(小)暴力対策は順調であったとみられる。

しかし、平成12年から急増し、14年以降は平成のはじめに比べて、暴行は4倍、傷害は2倍となっている。それでも昭和のピーク時に比べれば、半分程度である。ただし、傷害罪による

重傷者は、昭和47年の水準を超えていることには注意を要する。

また、検挙率にも顕著な変化が見られる。昭和37年、47年、57年の検挙率は、暴行、傷害とも90%を超えているが、2000年代になると、それぞれ50%前後ないし65%前後に落ちている。これも必ずしも捜査力の低下ということばかりではなく、かつては、犯人不明の事件では被害届が取り下げられるなどによって、検挙率が高くなったのであろう。

傷害について、『犯罪白書』(昭和35年度版)には、「元来、この犯罪は飲酒に密接な関係があるので、酒類一人あたり消費量の曲線と対比してみると、戦時中から現在までの段階では、明らかにこれと平行する関係のあることがわかる。財産犯罪のように戦後ただちに激増していないのは、食料状態が不良で、体力が回復せず、酒類も欠乏していたためと考えられる。<sup>(58)</sup>」とある。最近の事情はそれほど単純ではあるまい。今後の成り行きをみた上で、詳しい検討が必要となるかもしれない。

アメリカでは犯罪が減少したといわれるが、加重暴行と訳される Aggravated Assault の2004年における認知件数が854,911件<sup>(59)</sup> のことであるから、人口の差を考慮に入れても、文

表26 恐喝

	認知件数	検挙件数	検挙率	検挙人員(うち少年)
1962 (S 37)	45,034	41,031	91.1%	25,333 (14,384)
1972 (S 47)	16,053	13,472	83.9%	13,197 ( 5,480)
1982 (S 57)	11,647	9,931	85.3%	11,453 ( 6,292)
1992 (H 4)	10,048	6,809	67.8%	8,232 ( 4,480)
2002 (H 14)	18,403	7,022	38.2%	8,811 ( 4,616)
2003 (H 15)	17,595	7,502	42.6%	8,531 ( 4,065)
2004 (H 16)	14,424	5,915	41.0%	7,063 ( 3,073)
2005 (H 17)	10,978	5,376	49.0%	6,439( 2,616)

(出典) 表1に同じ。

<sup>(58)</sup> 『犯罪白書』(昭和35年度版) p.32.

<sup>(59)</sup> Federal Bureau of Investigation U.S. Department of Justice 「CRIME in the United States 2004」 p.37.

化や行動形態の違いを感じずにはいられない。

いうまでもなく、恐喝は財産犯としての側面と身体犯としての側面を持つ。また、少年の占める比率が比較的高い犯罪でもある。昭和30年代半ばから終わりにかけて、年間4万件台（ピークは37年）の認知であったが、40年代に入って急速に減少し、昭和53年から55年にかけては、1万件を割っていた。

以後概ね落ち着いていたが、平成11、12年ごろ急上昇して、平成17年には再び落ち着いてきている。ただし、表には載せていないが、恐喝による重軽傷者（傷害罪と恐喝罪の観念的競合の関係にある事件の被害者について、法定刑の重い恐喝罪に計上されたもの）を昭和57年と平成16年とで比較すると、それぞれ71人、540人と、大きな差がある。恐喝が悪質化している可能性が伺われる。

## 5 性的犯罪

### 被害意識の明確化、積極化する届出

性的犯罪は、申告率の低い犯罪である<sup>(60)</sup>。その意味では統計からだけでは、その実態がつかみにくいところがある。また、性に対する意識も大きく変化していると推測される。

強姦については、戦後急増し昭和34年から43

表27 強姦

	認知件数	検挙件数	検挙人員
1962 (S 37)	6,125	5,839	7,570
1972 (S 47)	4,677	4,334	5,464
1982 (S 57)	2,399	2,144	2,420
1992 (H 4)	1,504	1,243	1,188
2002 (H 14)	2,357	1,468	1,355
2003 (H 15)	2,472	1,569	1,342
2004 (H 16)	2,176	1,403	1,107
2005 (H 17)	2,076	1,443	1,074

(出典) 表1に同じ。

表28 強制わいせつ

	認知件数	検挙件数	検挙人員
1972 (S 47)	3,139	2,646	1,915
1982 (S 57)	2,645	2,057	1,328
1992 (H 4)	3,505	2,624	1,288
2002 (H 14)	9,476	3,367	2,130
2003 (H 15)	10,029	3,893	2,273
2004 (H 16)	9,184	3,656	2,225
2005 (H 17)	8,751	3,797	2,286

(出典) 表1に同じ。

年までは年間6,000件以上の認知であった。その後、ほとんど毎年減少し、最低は平成8年の1,483件である。9年から再び増加しているが、戦後全体の流れの中では、まだそれほど高い水準ではない。

強制わいせつについて個別のデータがあるのは、昭和41年以降であるが、48年までは3,000件台、49年から平成2年までは2,000件台、3年3,000件台、8年4,000件台、11年5,000件台、12年7,000件台、15年にはついに1万件を超えるという急増ぶりである。この原因について、警察白書は、「警察では、性犯罪の被害者がしゅう恥心等から警察に対する被害申告をしゅう巡する傾向が強いことを踏まえ、女性警察官による事情聴取の拡大、専用相談電話の設置等、被害者心情に配慮した各種施策を推進しており、これらの施策による被害申告の増加が性犯罪の増加の要因の一つ<sup>(61)</sup>」と分析している。

## 6 詐欺・偽造とその周辺

### うそつき病が蔓延する時代

#### (1) 詐欺

詐欺は、窃盗と並んで国民に最も身近な犯罪である。また、最も社会の変化に対応する動きを示す犯罪であり、時代を映す鏡であってまさに「社会の鑑」ともいわれる<sup>(62)</sup>。今、我が国

(60) 『犯罪白書』(平成13年版) p.115.によれば、被害実態調査において、性的暴行(痴漢やセクハラを含む)の警察への申告率は9.7%で、掲げられた罪種の中で、最も低かったとされている。

(61) 『警察白書』(平成14年) p.9.

(62) 木村光江『詐欺罪の研究』東京都立大学出版会, 2000, pp.11-13.

表29 詐欺

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
1962 (S 37)	77,637	70,662	23,337	91.0
1972 (S 47)	57,658	52,464	15,963	91.0
1982 (S 57)	66,472	63,625	15,107	95.7
1992 (H 4)	48,900	46,097	8,742	94.3
2002 (H 14)	49,482	31,547	9,507	63.8
2003 (H 15)	60,298	30,364	10,194	50.4
2004 (H 16)	83,015	26,617	11,238	32.1
2005 (H 17)	85,596	29,384	11,648	34.3

(出典) 表1に同じ。

では、振り込め詐欺による被害の拡散や高額化を始め、コンピュータ等の発達による高度の偽造技術の簡易化、インターネットの登場、耐震構造偽装、ライブドア問題等々、詐欺ないしその周辺の状況は、急激に変貌を遂げているように見える。

アメリカでは数年前『「うそつき病」がはびこるアメリカ』という本が出版され、その日本語版<sup>(63)</sup>の表紙では、「いまやアメリカでは、あらゆる人がうそをつき、ズルをしている。理由はただ『みんながやっているから』。そうしないと生き残れない、極端な競争社会になってしまったのだ。この国のいたるところに蔓延する不正はどんな将来を指し示しているのか。」と紹介されている。

我が国でも、近年の詐欺罪の認知件数の増加は著しく、刑法犯全体の認知件数は平成14年をピークに減少し始めたにも拘らず、詐欺罪の認知件数は、平成14年以降激増し、17年は昭和35年以降で最多を記録した<sup>(64)</sup>。しかも、かつて、詐欺は検挙率の高い罪種として受け止められて

おり、実際に90%以上の検挙率を長く(1998年まで)維持していたが、2005年には、34%まで落ち込んでいる。

特にここ数年、振り込め詐欺ないし振り込め恐喝と呼ばれる新しい形態の犯行の蔓延ぶりにはすさまじいものがある。平成16年の『警察白書』によると、振り込め詐欺の一形態とされるオレオレ詐欺と呼ばれるものが、平成15年5月以降目立ってきた。これは、息子・孫その他の親族が交通事故などのトラブルに巻き込まれたように装うなどして電話を掛け、動転した被害者に示談金等の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどしてこれを騙し取るものである。

騙し取る名目は、交通事故の示談金が最も多く、次いで、借金の返済、妊娠中絶の費用等となっている。多くの場合、振込先として他人名義・架空名義の預貯金口座が用いられている。平成15年中の認知件数は6,504件(うち未遂2,185件)、被害総額は約43億円であった。にもかかわらず検挙件数は179件にすぎなかった<sup>(65)</sup>。

いわゆるオレオレ詐欺は、電話口で突然、「ばあちゃん、オレオレ、助けてくれ。金が必要なんだ。」などと言いつき出す手口から、そのように呼ばれるようになったものであるが、平成16年に入ると、振込み要求の口実が、架空請求名目や融資保証金名目に拡大多様化してきた。そこで、このような実態の変化を踏まえるとともに、パニックに陥って「1人で、すぐに」現金を振り込まないよう啓蒙する意味もこめて、平成17年の『警察白書』では、オレオレ詐欺・

<sup>(63)</sup> デービッド・カラハン(小林由香利訳)『「うそつき病」がはびこるアメリカ』日本放送出版協会, 2004.

<sup>(64)</sup> 警察庁の『犯罪統計書』(昭和28年)には、昭和8年から28年までの主要犯罪発生検挙累年比較があるが、詐欺罪の最多発生年は昭和8年で、388,666件である(桁違いの多さともいえる)。なお、最高裁判所事務総局『明治以降裁判統計要覧』1969, p.178.によれば、その年の第一審有罪人員は5,541人(平成16年は5,181人、『司法統計年報 2 刑事編』(平成16年) p.42.)との記録がある。

<sup>(65)</sup> 『警察白書』(平成16年) p.144.

<sup>(66)</sup> 電話を利用して親族、警察官、弁護士等を装い交通事故の示談金等の名目で、現金を預金口座に振り込ませるなどの方法により騙し取る(脅し取る)詐欺(恐喝)。

恐喝<sup>(66)</sup>、架空請求詐欺・恐喝<sup>(67)</sup>、融資保証金詐欺<sup>(68)</sup>の三形態の総称として「振り込め詐欺・恐喝」と呼ぶようになった。

平成18年4月に公表された資料<sup>(69)</sup>によると、16年中の振り込め詐欺認知件数は25,667件、現金被害総額284億円にまで急増し、17年中は若干減少したとはいえ、それぞれ21,612件252億円ということである。

月別被害総額のピークは、平成16年9月の39億円であった。18年2月の被害総額は、20億円なのでピークよりは半減したとはいふものの、まだまだかなり高い水準である。

このような振り込め詐欺の蔓延によって、16年中の詐欺全体の現金被害総額は600億円にもものぼり、年間200万件近く認知されている窃盗の現金被害総額(542億円)を超えることとなった。

振り込め詐欺蔓延の背景には、騙されやすく善良で豊かな日本人があるとともに、犯罪のツールとして、匿名性の高い携帯電話、他人名義・架空名義の預貯金口座が悪用されるということがあった。また、かつての詐欺の一般的形態は面接犯(犯人と被害者が直接顔を合わす)であるため、それなりの抑止力があつたが、振り込め詐欺は多くの場合電話による会話だけで、直接顔を合わせないため犯人側の抵抗感が薄れるという側面もあると考えられる。しかも、片っ端から機械的に電話をして、1%でも成功すれば多額の現金が手に入るということで急速に組織

化したとみられるのである。

そのため、国会においては、平成16年12月、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」(平成14年法律第32号)を改正し、預貯金通帳等の売買やその勧誘・誘引行為等を処罰することとし、題名も「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(平成16年法律164号)に改めた。

また、平成17年4月には、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」(携帯電話不正利用防止法)(平成17年法律第31号)が成立し、同年5月に、犯罪に利用された携帯電話等について、警察署長から事業者に対し契約者の確認を求めることができることとする規定や不正な貸与行為を処罰する規定が施行された。

## (2) 偽造

偽造をめぐる情勢<sup>(70)</sup>も、急激に変化、変質しているように見える。まず、偽造のうち有価証券偽造が急減(ただし、平成13年刑法に追加された支払い用カード偽造は急増)しているのと同様に、通貨偽造が激増している。

犯罪としての認知件数だけでなく、偽造日本銀行券の発見枚数は、平成8年から10年までは年間1,000枚に満たなかったものが、16年中は25,858枚にまで増加している<sup>(71)</sup>。アメリカのド

(67) 郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を預金口座に振り込ませるなどの方法により騙し取る(脅し取る)詐欺(恐喝)。

(68) 実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申しこんできた者に対し、保証金等を名目に現金を預金口座に振り込ませるなどの方法により騙し取る詐欺。

(69) 『「振り込め詐欺(恐喝)」の認知検挙状況について(平成18年4月)』

警察庁ホームページ <[www.npa.go.jp/sousa/souni2/20060601.pdf](http://www.npa.go.jp/sousa/souni2/20060601.pdf)>

(70) 「偽造犯罪は二次的被害を多分に含んだ犯罪行為」という側面がある。偽造の対象となるものには、保険証、免許証、画像ソフト、印鑑、鍵、紙幣、硬貨、スロットメダル、架空口座、領収証、各種金券、学生証、パスポート、筆跡、偽造サイト、その他ありとあらゆるものがあるようにも見える。偽造防犯研究会『偽造の手口—現代犯罪の実情—(増補版)』データハウス、2005参照。

(71) 『警察白書』(平成17年) p.114.

表30 偽造

	認知件数	(うち通貨)	(うち文書)	(うち有価証券)	検挙件数	検挙人員
1962 (S37)	7,708	( 35)	( 4,280)	( 3,281)	7,683	2,024
1972 (S47)	5,654	( 89)	( 3,996)	( 1,445)	5,550	1,656
1982 (S57)	12,379	( 107)	(10,660)	( 1,527)	12,271	2,396
1992 (H4)	12,269	( 122)	(10,581)	( 1,545)	12,072	2,021
2002 (H14)	10,883	( 4,783)	( 5,506)	( 239)	6,608	2,112
2003 (H15)	12,103	( 5,793)	( 5,388)	( 366)	8,675	2,124
2004 (H16)	13,547	( 7,675)	( 4,841)	( 368)	8,032	2,236
2005 (H17)	9,410	( 3,765)	( 4,747)	( 275)	7,175	2,033

(出典) 表1に同じ。

ルとは異なり、日本の紙幣は、その印刷技術の高さもあって、「偽札づくりは、原価が高く危険を伴う、コストパフォーマンスの悪い犯罪<sup>(72)</sup>」と考えられていた。戦後の混乱期を除いて概ね認知件数が低い水準にあったのは、そのためであろう<sup>(73)</sup>。

それが激変しつつある理由の第一は、パソコン、カラスキャナ、カラープリンタ等の発達・普及によって偽造が容易になったことによる。第二の理由は、両替機、自動販売機等、直接人と接することなく通貨を使用する機会が増加したことによる。第三の理由は、偽造全般に関わるが、異文化つまり外国人の影響であろう。

通貨偽造に限ったことではないが、前掲の張荊氏は、次のように述べている。「日本における中国人の偽造犯罪も、強盗、重要窃盗と同じようにグループ化が顕著である。……平成4年は、日本における中国人の文書偽造犯罪の検挙人員が、前年に比べ300%増加、有価証券偽造が2,200%増加した。平成6年は、文書偽造が44.4%減少した一方で、有価証券偽造が228.6%増加した。平成7年は文書偽造が10%増加した一方で、有価証券偽造が202.2%激増した。

平成8年は文書偽造が190.9%増加し、有価証券偽造も71.9%増加した。従って、来日中国人による偽造犯の激増は、有価証券偽造検挙人員の激増に左右されたものという結論が出せる。この結論から、以下の二つの推論をたてることができるだろう。一つは、有価証券を偽造するある手口が生み出されると、日本の『中国人文化圏』に、ニセものを造る人、及び使う人が、たちまちにして増え、すぐに大規模なものとなる。(以下略。)<sup>(74)</sup>」

### III 特別法犯

#### 時代の変化を反映しやすい犯罪

先に、詐欺は時代を映す鏡であると述べた。特別法犯はそれ以上に時代を映す鏡である。今回は刑法犯の分析をテーマとしたので詳細は略すが、主な特別法犯の推移を示す(表31)。時代の変化の一端が垣間見えるはずである。表には記載していないが、風俗営業等取締法、売春防止法、公職選挙法、自動車損害賠償保障法違反は、昭和37年には1万人以上の送致人員があった。

(72) 佐伯仁志『通貨偽造罪の研究』日本銀行金融研究所, 2004, p.21.

(73) 同上

(74) 張 前掲書 pp.99-101.

表31 主な特別法犯送致人員の推移

	全 体	軽	迷	銃	覚	毒	出
1962 (S37)	139,338	6,204	・・・	18,346	546	567	657
1972 (S47)	110,170	3,557	1,761	12,376	4,709	2,080	261
1982 (S57)	133,088	4,737	1,116	6,060	23,365	36,796	324
1992 (H4)	72,129	2,901	1,126	3,347	15,062	21,203	2,539
2002 (H14)	66,625	6,795	5,442	3,142	16,664	5,132	7,045
2003 (H15)	73,710	7,705	6,345	3,763	14,554	5,546	9,579
2004 (H16)	76,443	11,610	7,048	3,911	12,149	4,610	11,504
2005 (H17)	78,758	11,290	7,736	4,035	13,261	3,176	11,143

\* 軽＝軽犯罪法  
 迷＝迷惑防止条例  
 銃＝銃砲刀剣類所持等取締法（銃砲刀剣等所持取締法）  
 覚＝覚せい剤取締法  
 毒＝毒物及び劇物取締法  
 出＝出入国管理及び難民認定法（昭和56年までは出入国管理令）

（出典）表1に同じ。

## 終わりに

大正時代、刑法犯全体及びほとんどの罪種において、犯罪率（この場合人口10万人に対する有罪被告人）が最も高かったのは北海道である<sup>(75)</sup>。平成16年、重要犯罪の犯罪率（人口10万人当たりの認知件数）のトップは大阪、重要窃盗犯のそれは愛知であり、北海道はいずれも平均以下で

ある<sup>(76)</sup>。このように犯罪現象は、時代により所によって、かなり異なる。

他方、いうまでもなく、日本における犯罪対策の最前線である警察は、都道府県警察が基本である。そうだとすれば、今回は日本全体の検討を試みたが、よりよい対策を講じ国民の安全と安心に奉仕するためには、都道府県ごとの犯罪現象や施策、あるいは相互の連関をより深く、より活発に分析検討すべきであろう。

（おかだ かおる 行政法務調査室）

(75) 小野 前掲書 p.52.

(76) 前掲『平成16年の犯罪』p.(4).